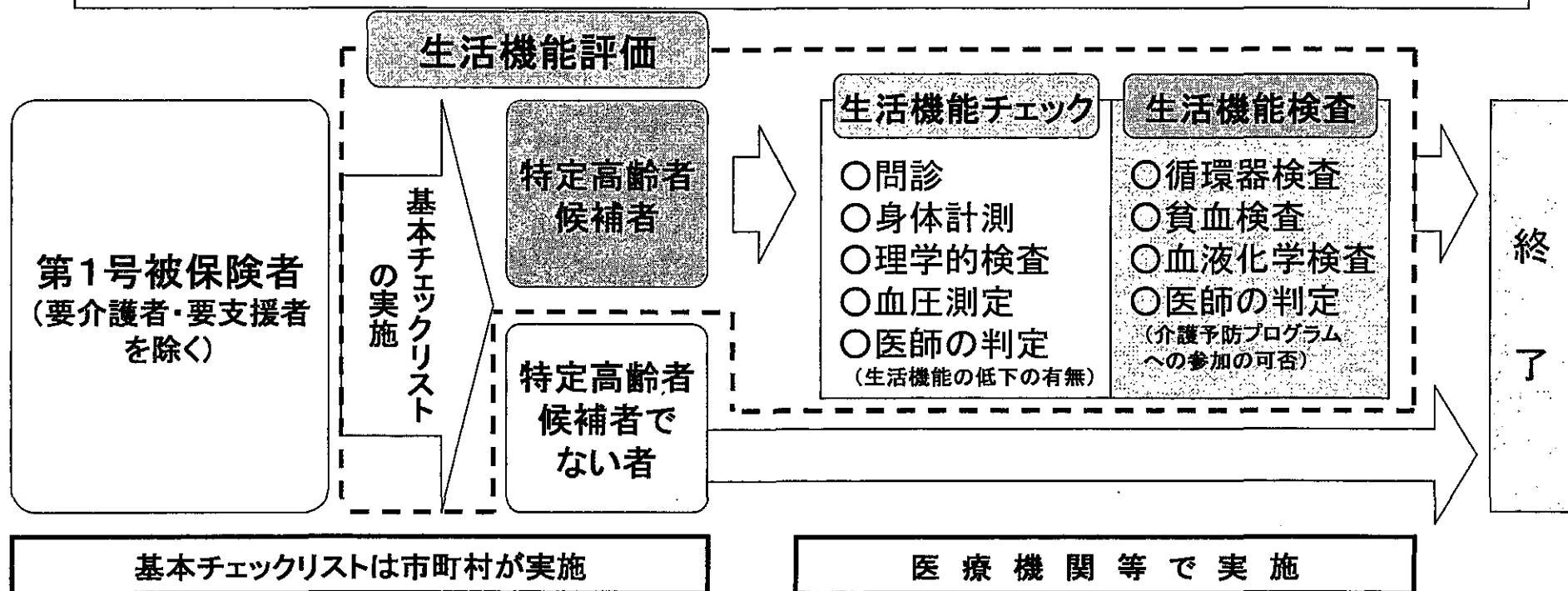


生活機能評価の実施方法④

生活機能評価を単独で実施する場合②

- 生活機能評価は単独でも実施することが可能です。
- 基本チェックリストの実施(特定高齢者候補者の選定)を医療機関等に委託しないで市町村が実施する場合は、
 - ・特定高齢者候補者は、医療機関等で生活機能チェック及び生活機能検査を受診することとなります。
 - ・基本チェックリストの実施の結果、生活機能の低下が疑われない者に対しては、生活機能チェック及び生活機能検査を行う必要はありません。



65歳以上の方の検査項目について

特定健診等と生活機能評価の両方を受診する場合、健診項目は、これまでとほぼ同じです。
 ただし、「特定健診／75歳以上健診のみ」「生活機能評価のみ」の場合は、現在の基本健診の一部のみを実施します。

検査項目(現在の基本健康診査)		特定健診	生活機能評価	特定健診+生活機能評価
問診	既往歴 等	○	※	○
	自覚症状 等	○	※	○
	生活機能に関する項目(基本チェックリスト)		◎	◎
計測	身長	○	※	○
	体重	○	※	○
	BMI	○	※	○
	血圧	○	※	○
	腹囲	○	※	○
診察	理学的所見(身体診察)	○	※	○
	視診(口腔内含む)		※	○
	触診(関節可動域含む)		※	○
	打聴診		※	○
	反復唾液嚥下テスト		※(◎)	○
脂質	中性脂肪	○		○
	HDL	○		○
	LDL	○		○
肝機能	AST(GOT)	○		○
	ALT(GPT)	○		○
	γ-GT(γ-GTP)	○		○
代謝系	空腹時血糖	■		■
	ヘモグロビンA1c	■		■
尿・腎機能	尿糖	○		○
	尿蛋白	○		○
	尿潜血			
	血清クリアチニン			
血液一般	血色素量	●	◎	◎(●)
	赤血球数	●	◎	◎(●)
	ハマトクリット値	●	◎	◎(●)
	血清アルブミン		◎	◎
心機能	心電図検査	●	◎	◎(●)
眼底検査	眼底検査	●		●
医師の判断	医師の判断欄の記載	○		○
	医師による生活機能評価判定報告		○	○

生活機能検査は、基本チェックリスト(=生活機能チェック)で一定の基準を満たした者のみ実施

75歳以上の者に対しては腹囲の計測は不要となる。

・特定健診 + 生活機能チェックのみ
 ・生活機能評価のみの対象者の場合は、検査しない項目がある。

75歳以上の者に対し、健診を実施しない自治体(広域連合)の場合、75歳以上で要介護者・要支援者の認定を受けていない者は、生活機能評価のみを実施する。

○: 必須項目
 ●: 医師の判断に基づき選択的に実施する項目

■: いずれか一方を実施
 ※: 特定健診等と同時に実施する場合に実施する項目

◎: 基本チェックリストで一定の基準を満たした者に実施する項目
 (基準を満たさない場合は実施しない)

介護予防の効果の分析について

- 介護予防(新予防給付・特定高齢者施策)の効果の分析については、継続的評価分析支援事業の実施市町村における詳細なデータを基に、厚生労働省が継続的評価分析等事業において行うこととしている。
- 本事業においては、①介護予防サービスを受けた高齢者の心身の状態や活動状況の変化の分析及び②介護予防の費用に対する効果の分析を行うこととしている。

市町村

継続的評価分析支援事業	
報告対象	〈予防給付〉〈特定高齢者施策〉
報告内容	高齢者の心身の状態や活動状況等のデータ



厚生労働省

継続的評価分析等事業	
分析対象	〈予防給付〉〈特定高齢者施策〉
分析内容	○心身の状態や活動状況の変化の分析 ○費用に対する効果の分析
分析データ	継続的評価分析支援事業の実施市町村からの 高齢者の心身の状態や活動状況等のデータ
分析	介護予防継続的評価分析等検討会において実施
活用データ	既存の各種データ(介護給付費実態調査等)

(参考)

介護保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項(検討)

政府は、法律の施行後3年を目途として、予防給付及び地域支援事業について、その実施状況等を勘案し、費用に対するその効果の程度等の観点から検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。